

入院時の食事療養費の 負担額が見直されました

令和8年(2026年)6月1日より入院時の食事負担額が変更となります

今般の光熱費や食材費の高騰の影響から、厚生労働省より
入院時食事療養費(入院時の食事代)に関する改正がありました。
これに伴い、患者さんのご負担額が下記の通り変更となります。

【入院時1食あたりの負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	R8年5月31日まで	R8年6月1日から
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 一般	510円	550円
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	240円	270円
	入院 90日超	190円	220円
	低所得（Ⅰ）	110円	130円
指定難病患者・小児慢性特定疾病患者		300円	330円

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

